



奈良県自閉症協会 NEWS

# きずな

The Kizuna

No. 166

2012  
Mar.

3

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人:

関西障害者定期刊行物協会

編集人: 奈良県自閉症協会

支部長&事務局: 河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円

会員は会費に含まれています。

For Mem.

## 今

国会での成立を目指す「障害者総合支援法」に「意思決定の支援」の文言を盛り込んでほしいと、日本自閉症協会では働きかけを進めています。奈良県自閉症協会としても、これを支持したいと思います。すでに東京では国会議員等に要望が出されています。自閉症というコミュニケーションに障がいを持つ者にとって、このことが如何に重要であるかが、他の障害者団体や一般の人々に今、どれだけ理解されるかがカギだと思われる。皆様も次の東京の取り組みを参考に内容をお知りおき下さい。

(河村)

## 障

害者総合支援法に「意思決定の支援」を明文化してください…私たち都内の知的障害・発達障害関係団体は、知的障害者等への「意思決定支援」を法体系に位置付けるよう、東京都選出の国会議員に要請してきました。

平成23年4月に内閣府より提案された「障害者基本法改正案」は、議員提案により第23条に「意思決定の支援」が明記されて可決成立しました。その審議過程の6月15日衆議院内閣委員会で提案趣旨説明に立たれた高木美智代議員の発言要旨を見ますと、「重度の知的障害等により意思が伝わりにくくても、必ず個人の意思は存在します。支援する

側の判断のみで支援を進めるのではなく、当事者の意思決定を待ち、見守り、主体性を育てる支援や、その考えや価値観を広げていく支援といった意思決定のための支援こそ、共生社会を実現する基本であると考えています。この考え方は、国連障害者権利条約の理念である、保護の客体から人権の主体へという障害者観の転換のポイントであると思います。」と述べられています。ここで

### 意思決定の支援

述べられた「意思決定の支援」は、知的障害や発達障害のある人にとって、成年後見による契約や相談支援に限らず、日常生活や社会参加のあらゆる場面においても必要不可欠なものであり、実際には障害福祉サービスの支援職員や家族等によって担われています。しかし、このたび閣議決定されました「障害者総合支援法案」では、「意思決定の支援」が全く含まれていません。つきましては「障害者総合支援法」について、国会の審議過程で下記の修正を加えていただきますよう、心よりお願い申し上げます。

…記…

1. 「障害者総合支援法」第42条(指定障害福祉サービス事業者等の責務)に、知的障害者・発達障害者についてはその意思決定の支援に配慮する旨の項を加えてください。2.

「検討」第1項の、この法律の施行後3年を目途として検討を加え、その結果に基づいて所用の措置を講ずるべきとする項目に、知的障害者・発達障害者への意思決定の支援のあり方を加えてください。3. 「知的障害者福祉法」総則に、知的障害者はその意思決定の支援に配慮される旨の規定を加えてください。

平成24年3月19日 国会議員各位

東京都発達障害支援協会・東京都社会福祉会知的発達障害部会・東京知的障害児・者入所施設保護者会連絡協議会・東京都自閉症協会・日本ダウン症協会・

【事務局】〒185-0021 東京都国分寺市南町2-11-14-3F 特定非営利活動法人 東京都発達障害支援協会  
理事長: 山下 望 E-mail t-gojyo@eos.ocn.ne.jp Tel 042-300-1366 Fax 042-300-1367

## 総

 合支援法について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案(平成24年3月13日提出)が閣議決定され今国会に出されます。

この新法は、

① 障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに盛り込み、新たな法律の名称を「障害者総合支援法」とすること。

②障害者の定義に難病の方々などを含めること、重度訪問介護の対象を拡大すること、ケアホームをグループホームに一元化すること。

③障害福祉サービスの在り方や、障害程度区分の認定を含む支給決定の在り方等検討に時間を要するものについては、施行後3年を目途に見直しの検討を行うこと、などの措置を行うことにより、障害者の方々にとって地域社会で安心して暮らすことができる体制の整備につながり、地域社会での共生の実現に資することになるとされています。

○関連のマスコミ掲載記事

・民主党厚生労働部門会議：障害区分見直し「3年で」総合支援法案を了承

民主党厚生労働部門会議は29日、現行の障害者自立支援法の名称を「障害者総合支援法」に改め、難病患者も障害福祉サービスを受けら

れるようにする新制度案を了承した。障害程度区分について「法施行後5年をめどに見直し」としていた当初案を「3年」に短縮したほか、障害区分程度に応じ市町村がサービス内容を画一的に決めている現状も見直すとした。政府は今国会に法案を提出し、来年4月の施行を目指す。法案は、可能な限り障害者の社会参加の機会を確保することを基本理念に盛り込んだ。障害者手帳を持たない難病患者もサービス給付対象とする。また、入浴、食事などの介護が必要な障害者のためのケアホームと、軽度の障害者向けグループホームを一元化。介護が必要になっても転居なしに地域で暮らせるようにする。重度訪問介護サービスの対象拡大と施設一元化は14年4月から。一方、サービス利用料の原則無料化は見送った。総合支援法案は現行の自立支援法の枠組みを踏襲して

おり、実態は同法の一部改正案に近い。しかし「自立支援法廃止」を公約に掲げる民主党政権は、法の名称・理念を変え新法の体裁を取った。「自立支援法の廃止」と位置づける政府に対し、障害者団体は「約束に反する」と反発している。

【石川隆宣】(毎日新聞)

☆障害者総合支援法案を閣議決定  
難病患者も対象範囲に

野田内閣は13日、障害福祉サービスを定めた今の障害者自立支援法を改正し、名称も変える「障害者総合支援法案」を閣議決定した。新たに障害者の範囲に難病患者を加えることなどが柱。今国会での成立を目指す。法案は基本理念として、障害者がどこでだれと生活するかを選択する機会を確保することを明記。対象に難病患者を追加した。今の障害程度に応じた区分など、福祉サービス支給決定の仕組みや障害者支援

のあり方を、施行後3年をめどに見直すこととしている。今の障害者自立支援法をめぐっては、サービス利用者に1割の定率負担を求める「応益負担」とした点に、障害者らから強い反発が起き、各地で訴訟も起きた。民主党は同法廃止を公約し、政権交代後も新法について検討を進めた。(朝日新聞)

○3月8日(木)に行われた障がい者WT第29回目の会合の様子が、民主党HP上のニュースとして掲載されております。

**世** 世界自閉症啓発デー  
今年の世界自閉症啓発デーでは、東京タワーのブルーライトアップおよび企画展を行うこととなりました。都合のつく方は、4月2日に行う東京タワーブルーライトアップの点灯式にご参加ください。■東京タワーブルーライ

トアップ点灯式…日時：平成24年4月2日(月) 18:15～(約15分間) ※ 18:00頃にご集合ください。 ※ 点灯は22:00までです。 ※ 世界各地でもシンボリックな建物がブルーにライトアップされます。

■ 東京タワー 企画展…期間：3月23日(金)～4月8日(月)。場所：東京タワー 2階通路。内容：世界自閉症啓発デーの趣旨説明、当事者の絵画・写真などのパネル展示「自閉症の子どもたち(DVD)」の放映・リーフレットの設置(配布)。詳細は、次のアドレスをご覧ください。 <http://www.autism.or.jp/keihatsuday/2012/tower/tower.htm>

**奈** 良県では発達障害のある子どもたちへの支援と題して平成24年4月6日(金)13時30分～16時30分(受付開始13時00分)会場：奈良県社会福祉総合

センター(橿原市大久保町320-4)の大ホールで「♪みんなちがってみんないい!」奈良HA-HA-HAキャラバン隊の公演と「発達障害のある子どもたちへの支援」千原美重子(奈良大学社会学部教授・奈良大学臨床心理クリニック所長)の講演、および、「平成24年度保護者対象講座」のご案内(奈良県発達障害支援センターでいあ～志野静穂相談員)が行われます。

特に、今回の取り組みが県の予算化に基づいて行われる画期的なことであることをお知らせしますと共に、今回、荒井知事をはじめ奈良県の行政関係の皆様へ自閉症問題への重要性を理解して頂いたことに深い敬意と感謝を申し上げます。

(理事長 河村舟二)

**社** 団法人日本自閉症協会総会  
平成24年3月18日こどもの城(東京都渋谷区)で第62回理事会・第27回通常総会が行われ平成23年度の収支補正予算書・平成24年度事業計画書・平成24年度収支予算書・一般社団法人移行の4つの基本方針についての案が審議されました。

新会員の増加を見込んだうえでの予算についての疑問や公益法人でなく一般法人に移行についての議論がありました。ことに、今回の公益法人制度改革については、明治以来の大改革であり、これまでの民法による公益法人制度とは全く違うものであり、主務官庁制を廃止し、国からの一切の圧力を一切排除した、適切な定款に基づき、「自らが目的を定め事業を行う」という自立した法人運営が求められることを再認識させられました。すなわち、2008年12月

1日施行の「公益法人制度改革関連3法」により、現在ある社団法人等公益法人は、全てシャッフルされ、2013年11月30日までに公益社団法人か一般社団法人か解散かを選ぶことになっています。内閣府において公益制の認定や移行許可の条件合致しないものは解散させられます。日本自閉症協会では当初、公益社団法人を模索したが、般社団を申請することになった公益と共益のとらえ方と内閣府の方針との見解の違いがあったいきさつが話されました。以下が日本自閉症協会の現在の方針です。…「一般社団法人移行の4つの基本方針について」… 当協会は、平成25年4月1日に一般社団法人に移行するものとする。移行に際しては、以下の4つの基本方針に基づき、移行申請を行うものとする。

一般社団法人への変更経過については、平成23年10月22日の第61

回理事会において別紙のとおり改革案の方向を確認したが、その際、共済事業が公益目的事業に認定されるかの課題があり、共済事業を公益目的事業として認定を求めていくとしていた。その後、公益認定等委員会事務局の見解では、共済事業の位置づけとなっており、公益目的事業にならない状況であるとの説明があった。これらのことから、当委員会では、一般社団法人に移行し、共済事業の動向を見据えていく予定である。

併せて、共済事業にあつては、一般社団法人の申請に照らして、厚生労働省に認定特定保険事業者の認定申請の手続きを行うこととする。

- (1) 移行先法人 一般社団法人
- (2) 申請・移行時期

平成24年9月公益認定申請 平成25年3月中旬公益認定 平成25年4月1日移行登記※共済事業を継

続的に行うために、概ね平成25年1月末までに、厚生労働省から認定特定保険事業者の認定を得るものとする。

(3) 定款変更回数 当協会の場合、定款の変更回数は1回とする。しかしながら、当協会においては、一般会員より選ばれた代議員の選挙規則を定める必要があるため、平成24年5月の総会において事前に代議員選挙規定を定めておく必要がある。回数…1回・実施時期…平成24年8月・実施内容…「定款の変更案」を停止条件付決議・申請先…内閣府※停止条件付決議：内閣府の公益認定を取得後、移行登記した日(平成25年4月1日)から効力が発生するという条件付の決議

(4) 最初の役員選任方針

理事・監事は、移行前の理事(平成23年7月8日就任)が、次の改選期(第1回社員総会当日)まで続

けるものとする。(移行登記日に就任する代表と執行理事については、移行前に停止条件付決議を行う。また、一般社団法人許可申請に氏名等の添付とともに、就任承諾書の添付が必要となる。)以上 (河村)



**推進会議構成員・  
総合福祉部会構成員への  
アンケート調査から**

〇はじめに

「Nothing about Us, Without Us = 私たち抜きに私たちのことを決めないで」、これは障害者権利条約(以下、権利条約)が生まれる過程で、国連の議場で幾度となく繰り返されたフレーズである。まだまだ実験的とは言え、このフレーズが日本でも実を結びつつある。2010年1月から開催されている障がい者制度改革推進会議(以下、推進会議)ならびにその関連部会の動きがそれである。

本誌編集部は、本号の特集である「政策への障害当事者の参画」にちなんで推進会議ならびにこの下に置かれている総合福祉部会の構成員にアンケート調査を実施した。以下、

その概要を紹介する。なお、推進会議ならびに総合福祉部会は現在も進行中であり、アンケート全体が中間的な意向であることをあらかじめお断りしておく。

#### 1 推進会議ならびに総合福祉部会の特徴

障がい者制度改革推進本部（本部長は内閣総理大臣）の下に設置された推進会議は、その下に設置された総合福祉部会と合わせて（もう一つの部会として差別禁止部会があるが、後発ということもあり本稿では省く）、国家行政組織法に基づく正式な審議体である。しかし、既存の審議会とはイメージを一変させるものがある。一言で言えば官僚主導からの脱却ということになる。

具体的な特徴点として4点をあげる。

第1は、構成員のバランスが名実ともに当事者中心となっていること

である。なお、ここでの当事者とは障害者本人に加えて家族を含む者とする。推進会議においては、26人（オブザーバー2人を含めて）のうち、当事者が15人（57％）で、総合福祉部会については構成員の総数55人に対して、当事者は26人（47％）となっている。

第2は、障害を有する構成員への配慮や工夫である。「合理的配慮」の実践ととらえることができよう。聴覚障害、視覚障害、精神障害、知的障害、運動機能障害などに応じて、人的支援策を中心に個々に応じた支援が講じられている。

第3は、肝心の審議そのものが実質的に展開されていることである。推進会議で言えば、2010年だけを見ても開催回数は29回、1回あたりの審議時間が4時間で（休憩を含めて）、同じく総合福祉部会についても1回あたりの審議時間が4時

間、加えて論議の実質化の手段の一つとして分科会方式（作業部会の設置という形で）を取るなど、全体として丁寧さが目立つ。

第4は、情報公開に力を入れていることである。審議日当日の傍聴はもとより、インターネット中継（オンデマンド方式：一定期間は自由な時間帯に見ることができる）やCSテレビによる生中継などがそれである。

#### 2 推進会議構成員によるアンケート結果の概要

アンケートは昨年11月7日から12月7日にかけて実施したもので、推進会議構成員26人のうち22人（85％）から、総合福祉部会構成員55人のうち44人（80％）から回答を得た。調査は三択方式による簡易なもので（別に自由記入欄を設けている）、推進会議構成員に対しては大きく6つの観点での設問と

なっている。なお、推進会議構成員によるアンケート結果については、かつて同類の調査を中央障害者施策推進協議会（以下、中央協議会）に実施したことがあり（本誌2009年7月号で詳報）、一部これと比較することにする。以下、6つの観点に沿って結果を略述する。

##### (1) 推進会議関連

第1は、「推進会議の存在について」であるが、「重要だと思う」と回答した者が全員の22人（100％）であった。中央協議会委員のアンケートの方は、当時の中央協議会の存在について「重要だと思う」が18人（82％）、「どちらとも言えない」3人（14％）、「あまり重要とは思えない」1人（4％）となっている。さらに中央協議会委員からは、「政策の発展に貢献できている」5人（23％）、「どちらとも言えない」7人（32％）、「あま

り貢献できていない」10人（45％）と、こちらの方は否定的な見解が肯定的な見解の2倍に達している。これらを合わせみれば、中央協議会の時代は、その存在を重視しながらも、実際には不満が多いことがうかがえた。

これに対して推進会議については、他項目を合わせみると、存在の重視だけではなく、そこには審議機能面や関わり度を含めてかなり満足感が込められていると解釈できよう。

第2は、「構成員（人数、メンバー構成など）について」で、「適当だと思う」15人（68％）、「どちらとも言えない」4人（18％）、「不十分だと思う」3人（14％）であった。付記された主な意見は、「難病や発達障害、重症心身障害分野など「障害」のバランスが弱い」、「教育や医療の分野が不十分」である。

第3は、「機能・審議内容などに

ついて」で、「適当だと思う」15人（68％）、「どちらとも言えない」2人（9％）、「不十分だと思う」5人（23％）であった。付記された主な意見は、「必要な部会を設けるべき」、「推進本部が推進会議に何を期待しているかをもっと明確にしたうえで双方の交流促進」、「行政担当部局とのやり取りが不十分」、「推進会議での審議内容が各省庁での政策決定プロセスとリンクすべき」などであった。

第4は、「運営面（開催回数、1回当たりの開催時間、発言時間など）について」で、「適当だと思う」11人（50％）、「どちらとも言えない」5人（23％）、「不十分だと思う」6人（27％）であった。付記された主な意見は、「あまりにハードすぎる」、「1回当たりの会議時間が長すぎる」、「進行が早すぎる」、「意見表明が中心で、対立点を整理して議論

する点が弱い」、「論点が多すぎて論議が尽くされない」などである。

なお、中央協議会委員のアンケートでは、ほぼ全員から「1回当たりの開催時間（1時間半）が短すぎる」、「年に1回～2回という開催回数は少なすぎる」が出されていた。推進会議構成員から多く出されていた不満は、積極的な視点からくるものととらえることができよう。

第5は、「情報保障やアシスト体制について」で、「適当だと思う」18人（82%）、「どちらとも言えない」2人（9%）、「不十分だと思う」2人（9%）であった。付記された主な意見は、「手話や字幕付きの情報公開、知的障害当事者等の実質的参画を確保するためのイエローカードルールなどは他の審議会等にも導入すべき」、「大量の資料については当日配られてもほとんど読めない」、「ふりがなだけでは不十分」などで

ある。

第6は、「事務局体制について」で、「適当だと思う」9人（41%）、「どちらとも言えない」3人（14%）、「不十分だと思う」9人（41%）、その他（分からない）1人（4%）であった。付記された主な意見は、「必要な部会を設けるための体制を確保すべき」、「少なくとも現在の2倍の事務局スタッフが必要」、「事務局担当者の身分が正規職員でないのは問題」、「十分な審議を行うには人的にも予算的にも極めて不十分」、「事務局体制の弱さにより会議全体のサポートが弱い」などである。

## (2) 障害者基本法の改正関連

推進会議が「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を取りまとめたうえで最初の具体的なテーマとなったのが、障害者基本法の改正へ向けての意見書作

成であった。基本法改正に関する推進会議での審議から改正案の成立に至るまでの一連の動きを構成員がどうみているか、大別して次の2点に集約されよう。

第1点は、推進会議での審議の到達点からかけ離れてしまったことへの不満である。多くの構成員から、「推進会議の第二次意見の反映が不十分」としたうえで、具体的な意見として「関係省庁の抵抗が予想以上だった」、「法案の国会上程後の与党の対応には不満」などが述べられている。

第2点目は、内容面での旧法との比較や改正プロセス面でポジティブに評価していることである。これについての代表的な意見として、「改正に向けて、6か月余ならびに10回以上の推進会議を開催してきたことの意味は少なくない」、「改正審議が実質的だったと思う（2004年改

正時は全くと言っていいほど中央協議会での審議はなかった)」、「推進会議の素案に対して各省庁から寄せられた意見が公表されたのも、これまでにないことである。これまで、こうした類のことはアンダーテーブルで行われてきたが、それが明らかになったこと自体、政策決定プロセスの透明化と言える」などがあげられる。

## 3 総合福祉部会構成員によるアンケート結果の概要

7つの観点での設問で、これに沿って結果を略述する。

第1は、骨格提言の取りまとめを受けて「部会の目的は達成できたと思われますか」については、「十分に達成できた」16人（36%）、「どちらとも言えない」17人（39%）、「不十分である」11人（25%）となっている。付記された主な意見は、

「当事者主体で制度づくりを行ったことの意義は大きい」、「提言までこぎつけたものの内容の精査までには至らなかった」、「知的障害児者、発達障害児者の意見が十分に反映されていない」、「発語不能の当事者への配慮がなく、知的・精神障害者に片寄っていた」、「財源確保に関する論議が不十分だった」、「総合福祉法を具体化していく行程を時間軸を伴って示すことができなかった」である。

第2は、「総合福祉部会の存在について」で、「重要だと思う」37人（84%）、「どちらとも言えない」6人（14%）、「あまり重要とは言えない」0人、回答なし1人（2%）であった。

第3は、「構成員（人数、メンバー構成など）について」で、「適当だと思う」12人（27%）、「どちらとも言えない」14人（32%）、「不十分だと思う」17人（39%）、その他

（適当&不十分だと思う）1人（2%）であった。肯定的な回答の中にも「それぞれの顔ぶれを見ると、いずれも必要なメンバーだと思うが、さすがに55人というのは、物理的に限界」、「網羅的に各分野の人選は意味があったが、議論するためには人数が多すぎた」、「当事者参加は評価するが、人数が多すぎた」と、構成員の大半が人数の多さに懸念や不満を表している。そのうえで具体的に、「部会は15人程度とし、その下に100人程度の専門委員会を構成し、部会が専門委員会の意見を踏まえてじっくりと議論するようなシステムとすべきだったのでは」、「部会の構成については、社会福祉の専門職団体や都道府県の障害評価関係の専門家などを補強して、よりニーズ評価のあり方についての詰めた議論を行うことを可能とすべきだった」などが付されている。

第4は、「機能・審議内容などについて」で、「適当だと思う」16人(36%)、「どちらとも言えない」11人(25%)、「不十分だと思う」17人(39%)であった。否定的な見解が肯定的な見解を上回っているが、付されたコメントから浮かび上がってくるのは前記の「構成員が多すぎる」に由来するものが多数を占めている。そのような中で、機能面に関連した記述として「法律上の組織としての位置付けを明確にすべきで、法律作成に向かうことの役割を委員間で共有すべきだった」などがあつた。

第5は、「運営面(開催回数、1回当たりの開催時間、発言時間など)について」で、「適当だと思う」11人(25%)、「どちらとも言えない」12人(27%)、「不十分だと思う」21人(48%)であった。否定的な見解が肯定的な見解の2倍近く

になっているが、これも主要な要因は構成員人数の多さと見てよからう。付記された主な意見は、「審議対象の膨大さに比べて審議時間あまりに少なすぎた」、「骨格提言の素案が7月末から8月初めにかけて初めて示され、締め切り日程との関係で部会メンバーの間での最終的な議論がほとんどできなかった」、「1回当たりの時間は限界とを感じるが、開催の回数は少なすぎ十分に深められなかった」である。

第6は、「情報保障やアシスト体制について」で、「適当だと思う」28人(64%)、「どちらとも言えない」8人(18%)、「不十分だと思う」8人(18%)であった。付記された主な意見は、「知的障害者委員への配慮の不十分さは部会員全員が反省すべき」、「従来の国の審議会などでの情報保障よりは高い水準での保障ができていた

と思う。しかしなお、早いスピードでなされる議論に難聴、知的、瞬きでの発言、盲ろうなどの構成員が平等に参加できたとは思えない」などである。

第7は、「事務局体制について」で、「適当だと思う」23人(52%)、「どちらとも言えない」13人(30%)、「不十分だと思う」7人(16%)、回答なし1人(2%)であった。付記された主な意見は、「審議の内容と幅からみて、事務局の体制が弱すぎた。担当行政部署の事務局がどの程度機能したのかは見えにくかった」、「もっと作業部会が充実すべきだったが、それにしては事務局体制が弱すぎた」、「厚労省と内閣府による統一した事務局が必要だったのでは」などである。

#### 4 全体を通して

不十分さが否めない推進会議や総合福祉部会であるが、大きくみれば

積極的に評価していいのではなかろうか。障害者政策への当事者参加の重要性が言われて久しいが、現実には形骸化の状態が続いていた。社会実験的な意味を有する今般の推進会議や総合福祉部会は、まだ道半ばとは言え本格的な参加・参画の実践であり、日本における障害者政策史に一つの足跡を残したとみてよからう。

こうした背景の一つに、権利条約の生まれる過程からの刺激があげられようが、生まれる過程だけではなく、条約文そのものに根ざしていることを掲げておきたい(権利条約第4条(一般的義務)3項)。なお、日本において審議会は全体として不評の傾向にあるが、推進会議の到達点は審議会全体のあり方にも一石を投ずることになろう。

なお、すでに記してきたように推進会議と総合福祉部会とでは、構成

員の意識や感想にかなりの開きがある。推進会議構成員が肯定的な見解が多いのと比べて、総合福祉部会構成員はそうではない。その主要な理由としては、本文中にもあるように、人数規模の多さがあげられ、否定的な見解の多くはこれに由来するものと考えられる。したがって、総合福祉部会の存在や役割そのものを本質的に否定するものではないとみてよからう。

また、推進会議と総合福祉部会の双方の構成員から異口同音に述べられているのが、推進会議や総合福祉部会の考え方やシステムを一過的に終わらせてはならないという意見である。そのうえで、改正障害者基本法の下で新設が予定されている「障害者政策委員会」に引き継ぐべきであるとする意見が多かったことを付しておきたい。

なお、本アンケートは政策立案に

関する審議会のあり方や全体を通しての感想などを記述方式で回答を求めている。紙幅の関係で抽出となっているが、次頁に掲載した。

最後に、貴重なデータが得られた今般のアンケート調査であるが、回答にご協力いただいた推進会議構成員、総合福祉部会構成員にこの場を借りて謝意を表したい。

(作成：本誌編集部)



## 平成23年度独立行政法人 社会福祉医療機構助成

「発達障害児・者の社会的自立支援体制構築事業」

3月末の完了に向けて！ ご参加の皆さま、ありがとうございました。

勉強会、セミナーにご参加頂いた皆さま、研修会、講演会にキャラバン隊の依頼を頂きました行政関係の方々、ご参加、ご協力を下さった皆様、本当にありがとうございました。7月～3月までに開催した活動をご紹介します。

\*本人、家族が取り組む課題

①自閉症スペクトラムの子どもへの保護者向けペアレント・トレーニング模擬講座の実施

奈良教育大で開催、岩坂先生のペアレント・トレーニング指導者養成講

座に参加した「初心者マーク」をつけたペアレント・メンター2名で開始しました。

スーパーバイザーの関西福祉科学大学、久保信代先生の元、新しい取り組みです。

(高機能・アスペルガーグループ)と(カナータイプグループ)各4名・2グループ。それぞれ、「個別支援計画」を立てて、その子供さんに合った支援にじっくり取り組みました。終了後のフォローアップの集まりが同窓会開催のような楽しいグループになりました。

②保護者の為のワークショップ

講師 波多野伸江先生(臨床心理士)(この号に7回目問題行動の回の資料を内容紹介の為に掲載致します)全8回コースを修了しました。田原本会場以外にSKIP教室での補習日も設けた事もあり、中途参加者にも対応でき、最終回まで継続

しやすい勉強会にできました。自閉症理解、構造化、視覚支援・・・とそして子どもにとって安心できる環境と自信を持って成長できる事の大切さ！再認識。

来年度も開催希望！の声に検討中です。

③実践勉強会 療育クラスとソーシャルクラス

療育クラス：泉原のSKIP教室を新大宮での教室のように、構造化、頑張りました。場所にコダワリのある子どもさんにもすんなり入ってもらえて、課題に取り組んで貰える場所へと更に工夫と最構造化に取り組んでいます。それぞれの参加して下さった子どもさんにあった自立課題なども保護者の方と考えてみました。SKIPブログにて、まとめ次第公開していきます。

<http://skipnara.blog72.fc2.com/>

ソーシャルクラス：SKIPの少人数や個別対応よりグループ活動が楽しい子どもさんがあつまりました。インストラクターはペアレントメンターが務めたり、参加保護者さんも協力して頂き、楽しい時間を過ごしました。この時間は思いっきり自分の気持ちが出せる、迷惑はかけたり、危ない事はしないけれど、無用な我慢はしないのがモットー。

最終日 3月18日のプログラムの紹介

- I からだをうごかそう！
- II インタビューごっこ
- III 旗揚げ ゲーム
- IV お買い物ゲーム
- V おやつタイム

どの活動においても本人や家族にとって、仲間との交流がなによりの癒しでした。

\*支援する者が取り組む課題につな

げる事業

① 自閉症啓発講演

天理市「野の花ほっとスペース」との交流会「発達障がいを抱える思春期の子どもとの向き合い方」についてゲストとして参加させて頂き体験談などをお話しました。

②PECS2DAY ワークショップ

今年もピラミッド教育コンサルタントジャパンより講師を依頼して2日間参加者35名みっちり勉強しました。リピーター参加者も複数。療育クラスでも取り入れてきましたが、繰り返しのロールプレイで再練習しました。

\*行政が取り組む課題へつなげる事業

①一般県民への発達障害啓発事業  
本年度 奈良HAAAAAAAAキャラバン隊に講演依頼をして下さった依頼先は、大和郡山市Pと人権推進委員

会(11月5日)、高取町社会福祉協議会(11月21日、28日)

天理市障害福祉課(11月29日)  
奈良市総合福祉センター(12月3日)、奈良県青少年フォーラム(2月4日)

②サポートブック研修と集団相談会  
4カ所より依頼

まめやまの会・大淀町グループ(6月末の派遣の為 WAM事業対象外) 三郷町西部保育園グループ  
ほっとちょこれーと(川西町グループ)

現在、事業の報告書の作成中です。勉強会の資料、活動内容などをまとめて皆さまの手元へもお届けしたいと思います。本年度の活動で継続要望の多い事業や可能な事業は続けていけたらと思っておりますので24年度もご協力をよろしくお願いいたします。

(WAM担当上島)

## 世界自閉症啓発デー 2012

4月2日は世界自閉症啓発デー

4月2日の「世界自閉症啓発デー2012」には、東京タワー、横浜マリンタワー、神戸港、明石大橋をはじめ、各地でライトアップが計画されているようです。奈良では4月6日13:30～16:30奈良県社会福祉総合センターでHA-HA-HA-キャラバン隊と奈良大学の千原三重子先生の講演があります。参加希望者は事前申込みあります。4月5日締め切り詳細はパンフを。

■東京タワーブルーライトアップ点灯式

日時：平成24年4月2日(月)  
18:15～(約15分間)

- ※ 18:00頃にご集合ください。
- ※ 点灯は22:00までです。
- ※ 世界各地でもシンボリックな建物がブルーにライトアップされます。

■東京タワー 企画展

期間：3月23日(金)～4月8日(日)  
場所：東京タワー 2階通路  
内容：世界自閉症啓発デーの趣旨説明、当事者の絵画・写真などのパネル展示  
「自閉症の子どもたち(DVD)」の放映  
リーフレットの設置(配布)  
詳細は、次のアドレスをご覧ください。

<http://www.autism.or.jp/keihatsuday/2012/tower/tower.htm>

■世界自閉症啓発デー2012・シンポジウム

日時：平成24年4月7日(土)、  
10:00～16:30

場所：灘尾ホール(新霞ヶ関ビル、東京)  
メインテーマ：私たちの育ちを信じて！ 愛して！

詳細は、日本自閉症協会または世界自閉症啓発デーのホームページをご覧ください。



**世** 世界自閉症啓発デー・ライトアップイベントなど

世界48カ国2000カ所で実施されます。以前、奈良でも実施できないか県行政が参加する会議で提案したこともあるのですが、奈良からは今回参加の申し出はありません。2012年、全国では実施予定のところは次の所です。(3月15日現在)世界中で自閉症の啓発が盛り上がるというですね。(河村)

～2012年世界自閉症啓発デーにおけるライトアップイベント開催施設・協力施設～

3月11日  
プロバスケボールチーム兵庫ストークス(神戸)

試合会場：ベイコム総合体育館(兵庫県)14:00～

啓発活動サポートの場内アナウンス  
チラシ配布・ポスター掲示

3月17日

プロバスケボールチーム兵庫ストークス(神戸)

試合会場：グリーンアリーナ神戸(兵庫県)14:00～

啓発活動サポートの場内アナウンス  
チラシ配布・ポスター掲示

3月27日～4月8日  
空中庭園展望台(大阪)

世界のライトアップパネル展示と自閉症について

啓発用のヘリウムガス入り風船配布(200個)

チラシ配布・ポスター掲示  
4月2日

神戸ポートタワー(神戸)  
10:00～17:00

ポートタワーの上に自閉症のパズルピースマーク入りの旗を

掲揚  
日没～ブルーライトアップ 22:00

ごろまで  
兵庫大仏能福寺(神戸)

16:00～17:00  
子供たちも参加！宝物みつけた(ごみ拾い)協力：グリーンバード神戸

18:30～  
点灯式(兵庫大仏)

協力：電鉄商事・よみがえる兵庫津連絡協議会

上を向いて歩こうプロジェクト  
パズルピース型に並べたキャンドルによるキャンドルライトアップ  
ホテルオークラ神戸(神戸)

日没～ブルーライトアップ  
ポスター掲示・チラシ配布

神戸メリケンパークオリエンタルホテル(神戸)

日没～ブルーライトアップ  
啓発用パズルピースバッジ装着(4

月8日まで)  
ポスター掲示・チラシ配布

4月2日  
モザイクガーデン大観覧車(神戸)

日没～ブルーライトアップ  
 ポスター掲示・チラシ設置  
 明石海峡大橋  
 日没～ブルーライトアップ  
 ポスター掲示・チラシ配布  
 啓発用風船配布  
 しあわせの村(神戸)  
 日没～温泉施設の中庭にてブルー  
 イトアップ  
 ポスター掲示・チラシ配布  
 神戸異人館うろこの家  
 パズルピースデザイン入り風船を店  
 頭に飾り付け  
 『something blue!』  
 お客様にブルーパズルピースのス  
 テッカー配布  
 ヘリウムガス入りのブルーの風船を  
 配布  
 開館～閉館まで  
 通天閣(大阪)  
 日没～ブルーライトアップ  
 ポスター掲示・チラシ配布

東京タワー(東京)  
 『東京タワーライトアップ見学と発  
 達障害の映画鑑賞の夕べ』  
 会場:東京タワー・港区ヒューマン  
 ぷらざ6F 体育館アリーナ  
 18:00～21:00  
 内容:  
 18:00～18:30 東京タワー点灯式  
 (厚生労働省)  
 19:00～20:30 ティルクシアのドキュメ  
 ンタリー映画  
 『DX な日々～美んちゃんの場合』  
 20:30～21:00 フリートーク(予定:  
 映画出演者と会場)  
 問い合わせ先:一般財団法人 日本  
 発達障害ネットワーク  
 TEL:03-5733-6855 FAX:  
 03-5733-6856  
 事務局:毎週月～金曜日 9:00～  
 17:00  
 海峡ゆめタワー(山口)  
 ブルーライトアップ

問 い 合 わ せ 先:TEL/FAX  
 083-223-5360  
 4月2日  
 さっぽろテレビ塔(札幌)  
 日没～ブルーライトアップ  
 ポスター掲示・チラシ配布  
 堀口クリニック(釧路)  
 日没～ブルーライトアップ  
 風船飾り付け  
 ポスター掲示・チラシ配布  
 横浜マリインタワー(横浜)  
 日没～ブルーライトアップ  
 ポスター掲示・チラシ配布  
 ツインアーチ(愛知)  
 日没～ブルーライトアップ  
 ポスター掲示・チラシ配布  
 信長ゆめ広場(岐阜)  
 日没～ブルーライトアップ  
 富山城(富山)  
 日没～ブルーライトアップ  
 別府タワー(大分)  
 日没～ブルーライトアップ

～ライトアップ機材を増設し、応援・  
 協力～  
 啓発用ブルー風船飾りつけ  
 ポスター掲示・チラシ配布協力施設  
 ・五稜郭タワー(北海道)  
 ・銚子ポートタワー(千葉)  
 ・銚子ポートタワー(千葉)  
 ・千葉ポートタワー(千葉)  
 ・東山タワー(愛知)  
 ・名古屋テレビ塔(愛知)  
 ・クロスランドタワー(富山)  
 ・東尋坊タワー(福井)  
 ・京都タワー(京都)  
 ・ゴールドタワー(香川)  
 ・夢みなとタワー(鳥取)  
 ・福岡タワー(福岡)  
 4月17日  
 ヴィッセル神戸(神戸)  
 試合会場:ホームズスタジアム(神  
 戸)  
 子供たちの招待  
 ポスター掲示・チラシ設置



## 成人部からの合同部会報告と お知らせ

**日**ごろは茶話会などの部会もなかなか開催できず申し訳ありません。

来年度は茶話会のお世話は新しい方に交代させていただきます。

また参加よろしくお願いたします。また3月13日の合同部会においては、14名とたくさんの参加を頂きありがとうございました。療育部さんの段取りの良い進行でお話をまとめていただき、楽しく過ごすことができました。療育部の役員様どうもありがとうございました。日頃はなかなか聞けないお話もあり有意義な時間となりました。

なによりも前向きに明るく過ごされているお母さん方から力をいただいたのではないのでしょうか。来年度も是非このような機会を作っていた

れる活動も多くあるそうです。

また、感覚統合の発達にも段階があるようです。例えば、両側協調の「両手動作」だと、

- ①両手で支える・抑える
- ②両手を同時に動かす(例・鉄棒ぶら下がり、雑巾がけ)
- ③両手を交互に動かす(例・ロープを使って)
- ④両手の役割分担(例・ハサミ、消しゴムを使う)

そして、感覚統合療法の支援に加えて環境を調整する支援(道具の工夫、視覚支援、周囲の理解など)の必要性、声かけの仕方についてもアドバイスいただきました。

他にも感覚統合検査について、いろいろお聞きしたいことがたくさんありました。

<アンケート>

①今、どのような感覚統合障害をお持ちですか?

ければ幸いです。

成人部 田中 康子

## ~大好評!!「感覚統合療法」 勉強会の報告~

**2**月6日(月) 9:30~  
12:30 大和郡山市社会福祉会館にて

「感覚統合療法、作業療法の視点を活かした支援」と題して、宮崎先生よりお話をお聞きしました。

宮崎先生は奈良県総合リハビリテーションセンターで作業療法士としてご活躍されています。

当日は保護者、当事者の方、支援者の方を含む計14名の方が参加。前回よりも参加者が増えていて、感覚統合障害を持ち生活上の困難さを抱える方、また保護者の方の関心の高

協調性運動障害、いすにうまく座れない、左右共同運動、体の使い方が不器用(球技、鉄棒などが苦手。字や絵を描くことを嫌がる)、初めてのことへの対応に困難、姿勢を保つのが苦手、力の加減をするのが苦手、やる事が全て雑だったり乱暴。

②今日の勉強会で、役に立ったこと、今後の療育や家庭、学校で活かせるようなことはありましたか?

・色々なグッズを見せてもらいよかったです。

・ボールなど持っているものもあったので、また使ってみます。

・両手の動きがしんどいタイプなので具体的な手法を聞いたので役立ちたいです。

・行為機能の話が特に参考になりました。

・色々なことを一緒にやっていたと思います。

・感覚の調節についてのアプローチ

さがうかがえます。

感覚の種類には

①触覚、固有感覚、前庭感覚の自分の体を感じる感覚。

②視覚、聴覚の体の外から入ってくる感覚があります。私たちが知らない間に脳の中でこの①と②が共同してくれて、日常生活が不便なく送れています。でもこの感覚がうまく働いていないと、不器用だったり、感覚刺激を求める行動をしたり、日常生活の作業や対人関係がスムーズに行えなくなります。

今回は、学習面、生活面、対人面への支援の方法を教えてくださいました。一例ですがご紹介します。

書字につながる活動として、大根おろし、雑巾がけ、どちらも手への刺激を入れています。読みにつながる活動は、かるた(目を動かす)、歌をうたう(口を動かす)、キャッチボールなど普段の生活に取り入れら

は役立ちました。

・あまり、うるさく言わないように気をつけます。

・生活の中でできることを少しずつ増やしていければいいなと思いました。

・脳、筋力への刺激のために運動してみようと思う。

・仕事の手順や段取りなどに応用する。

③今後、感覚統合療法について、より深めたいことやもっと知りたいことがあれば教えてください。

・感覚統合の訓練が1月で終了し、アドバイスをもらえるOTの先生とのつながりがなくなったことが残念に思っています。

リハセンにももう少し長く通えたらいいのですが、自宅や学校でできることをもっと学んでいきたいです。体を動かすこと以外にも奥が深いなあ・と、まだまだ基本的なことがわかっていないの

で、このような勉強会があればまた参加します。

- ・対人面についての問題行動。
- ・視覚で物の動きを判断するといったような、生活の基本になっていることに障害があるので、解決法を教えてください。
- ・来年もお願いします。

また、今後も引き続き「感覚統合療法」の勉強会が開催できればいいなと思っています。

奈良県では桜井市でOTの先生が巡回相談をされているそうです。他の市町村でも、巡回相談ができる体制作りが整えばいいですね。

## 障害者総合福祉法 早期制定情報

地域フォーラム奈良事務局の小針様から障害者総合福祉法の早期制定についての全国自治体の議会からの意見書の提出状況の情報を頂きました。その中から奈良県の様子を掲載します。(河村)… 実行委員の皆様…福祉連合で取り組まれた「(仮称)障害者総合福祉法の早期制定についての意見書」の地方議会採択の取り組みについてご報告します。全国の状況も、3月20日段階ですが一覧を添付しました。今日現在、採択されたのは奈良県、大和高田市、大和郡山市、御所市、橿原市、平群町、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、広陵町、斑鳩町、明日香村の14議会です。26日には奈良市、28日には葛城市で採決がされる予定です。また、改めて、発議がされ

たが否決されたところ、取り扱われなかったところ、6月議会への継続審議になったところ等々お伝えしていきます。22日採択された橿原市議会の文案がとっても感動的だったので、添付しています。この厳しい局面の中、それぞれの議会で「国に向けて意見した」ことの重みをかみしめています。地方が動くことが国を動かし、制度をつくっていくことを確信して。事務局 小針康子  
～障がい者の権利を保障する新たな総合福祉法(仮称)の制定を求める意見書～

「障がい重いほどサービス利用料も増える『応益負担』制度の障害者自立支援法を廃止してほしい。」、これが障がい者、家族の切実な願いである。

しかし、厚生労働省が本年2月の新法制定に向けて、示した法案の概要は、昨年8月に政府がまとめた

「骨格提言」の具体化と落差があり、利用者負担原則無償化を見送り、対象範囲を難病患者にとどめる内容になっている。これでは、障害者権利条約の求める社会を実現することはできない。

今日まで、平成18年4月に施行された障害者自立支援法はさまざまな問題点が指摘され、とくに応益負担制度障がい者、家族に多大な負担と苦しみを強いてきた。それゆえ、政府は平成22年1月に、障害者自立支援法訴訟の原告との間で、速やかに応益負担制度を廃止するとともに、遅くとも平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的福祉法制を実現するとの基本合意を交わした。

一方、国連では平成18年12月に障害者権利条約が採択され、既に100カ国以上が批准を終えているが、我が国では国内法が未整備のた

め、批准に至っていない。

人間は一人ひとりの存在が心から大切にされ、だれもが排除されることなく社会的に包摂されなければならない。障がいの有無、種類や程度、家族の状況、経済力、居住する自治体にかかわらず、障がい者自らが選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するべきである。

よって、政府においては障害者自立支援法の基本的な枠組みを残すのではなく、平成23年7月に改正された障害者基本法や「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を尊重し、地方自治体への財源を充分配慮し、障がい者の権利を保障する新たな総合福祉法(仮称)を着実かつ速やかに制定することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。平成24年3月22日 橿原市議会



平成23年度独立行政法人社会福祉医療機構助成 「発達障害児・者の社会的自立支援体制構築事業」

特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会 主催

## サポートブック作成&グループ相談会 派遣依頼募集

サポートブックは、障害のある人のための支援ツールとして、保護者が近くにいないときに最低限の安全を守れるように、初めて接する人とよりよいコミュニケーションがとれるようにという保護者の願いのもとに、つくられ始めるようになりました。

必要な個所を必要とときに見て貰うことができるように、障害をもつ子どもの成長にあわせてバージョンアップを行い、保護者がより最新のものへと管理しながら障害をもつ子どもと一緒に楽しみながら作成いたします。その活用方法としては 本人活動の時のボランティアの方に、ショートステイ先の支援員やヘルパーさんに、また 幼稚園や学校の先生方に、さらに 水泳などの習い事のインストラクターや おじいちゃん・おばあちゃんや親戚の方へと 様々な用途に使用できます。

本人と周りの方々とのコミュニケーションを促進し 本人が地域で楽しく過ごすために その意義を理解して頂き、有効に活用できるよう、保護者さんだけでなく 支援者の方のグループ也大歓迎です。

☆保護者グループや 支援者の団体様からの ご依頼を頂けましたら奈良県自閉症協会ペアレントメンターと奈良HAH AHA キャラバン隊の母が2～5名グループで お伺いいたします。

支援や療育の悩みを グループ相談形式で お受けしながらサポートブック研修と作成のお手伝いを させていただきます。

研修先会場 ; 会場は 申し込みグループ団体様で ご準備をお願いいたします。

ご用意が難しい場合は 当会SKIP教室を 無料でお貸しいたします。

研修費用 1人 基本として サポートブック資料代500円のみ お願いいたします。

研修日時 8月～2月まで 可能な限り 平日 10:00～14:00の間で2～3時間

問い合わせ先・申込先 TEL・FAX 0743-25-4299(7/20より)

e-mail naraskip@yahoo.co.jp

ふりがな
グループ・団体名

連絡先	TEL/FAX	mail (携帯可)		
	代表者名	男・女 ( )歳	会員 非会員	保護者 支援者

研修場所	会場名	参加予定人数 人
	住所	

希望日時	第1希望	月	日 ( )	時間	:	~	:
	第2希望	月	日 ( )	時間	:	~	:
	第3希望	月	日 ( )	時間	:	~	:

希望の返信方法 FAX ・ メール

☆ グループ人数は 何名からでも OKです。(10名以下が理想ですが ご相談させて貰います)

☆ 申し込み頂きましたら 1週間以内にお返事致します。可能なら メール方法が有難いです。

平成23年度独立行政法人社会福祉医療機構助成 「発達障害児・者の社会的自立支援体制構築事業」

皆さまの地域へ キャラバン隊の巡回公演依頼募集

皆さまのもとへ

奈良県自閉症協会

# みんなちがって みんないい



## ～ 知ってほしいな 自閉症・発達障がいのこと

こんにちは。奈良 HA-HA-HA キャラバン隊です。私達は自閉症の子どもを育てる母親達です。外見からはなかなかわかりにくく誤解されやすい「自閉症」「アスペルガー症候群」など「発達障がい」とよばれる人達の事を知って頂きたくてこの活動を始めました。

脳の働きにユニークさがある自閉症の人たちの事を「自分の立場」に置き換えて考え理解する事は、なかなか難しい事です。しかし、たくさんの疑似体験を交える事で、少しでも多くの人と自閉症の人達との距離を縮める事ができたらいいなと思います。「困った人ではなく、困っている人だ」という理解があれば、そのユニークさも個性として、「共に安心して生きていける社会」に繋がると私たちは信じています。

『自閉症である事は特別な事ではありません。誰にでも得意な事と苦手なことがあるように、自閉症の人にも出来ることと出来ないことがあります。みんな一人一人違って当たり前なのです。』

そんなメッセージを込めて先生・保護者・児童・支援者、一般の方を対象にお話させて頂いています。

奈良 H A H A H A キャラバン隊 講演依頼先  
募集中!!! 日程や 内容等  
ご相談させていただきます。



### ～ 公 演 内 容 ～

自閉症って何?  
見え方体験  
聞こえ方体験  
コイン入れ体験  
嬉しい接し方  
ひび割れ壺  
ぼくたちのせかい  
母の気持ち  
歌 etc...

保護者の団体、グループ  
サービス事業所や施設様へ  
幼稚園、学校など 何処へでも  
ご依頼がありましたら  
ご相談の上 お伺いします。



問い合わせ先 TEL/FAX 0743-25-4299  
asj\_nara\_oomiya@yahoo.co.jp

\*\*\*\*\* 奈良 H A H A H A 隊メンバーは\*\*\*\*\*

全て自閉症の子供を育てている母たちです。

不思議な 笑える自閉っ子たちから 元気をもらった母より

\*\*\*\*\* 皆さまをきらきら星の世界へご招待 \*\*\*\*\*

NPO 法人 奈良県自閉症協会 奈良 HA-HA-HA キャラバン隊



**発達障害支援体制整備検討  
委員会情報**

○平成24年2月3月22日奈良県文化会館集会室で平成23年度奈良県発達障害支援体制整備検討委員会が行われ、24年度の県の事業が以下のように示されました。発達障害児者支援に関し、これまで国などが示す最低限度の施策にとどまっていた奈良県が、ささやかではあるが奈良県が独自に予算化し、自閉症など発達障がいに対し目を向けていただけたようになったことを喜びたいと思います。今後の事業の発展に関しては、行政とのパートナーシップを組む意味で、皆様の支援協力をお願いします。(河村)

…平成24年度の発達障害児・者にかかる県施策について…

○発達障害支援センター運営事業  
・奈良県発達障害支援センター「で

業などの「地域支援機能」が従来機能に横付けされ、必須事業となる。そこで、児童発達支援センターの「地域支援機能」をより充実・強化するため、地域支援のために配置した指導員等の人件費等を補助し、地域における障害児療育の充実を図る。

○発達障害者就労支援事業

いあ〜」に職員4名(発達支援担当2名、相談支援担当1名、就労担当1名)を配置。・発達障害に対する専門的相談機関として、①発達障害児・者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行う②関係施設との連携強化等により、発達障害児・者に対する総合的な支援を行う

○発達障害普及啓発事業(新規事業)  
・広く一般県民を対象に「発達障害」について知ってもらうためのセミナー、講演会等を開催(年3回程度)・第1回目として、4月2日の「世界自閉症啓発ディ」及び4月2日~8日の「発達障害啓発週間」の関連イベントとして4月6日に県主催で講演会を開催(別紙)する。

○市町村サポートコーディネータ設置事業(新規事業)

・発達障害の身近な相談窓口として、市町村職員の発達障害への理解促進

・「なら障害者就業・生活支援センターコンパス」に発達障害者就労支援員2名を配置し、以下の業務を実施。①発達障害者への直接的な支援…・就労に向けた生活支援や就職活動を支援②企業への支援…企業セミナーの開催、職場での受入時のアドバイス、職場実習の実施、職場定着

等を図るため、でいあ〜に「市町村サポートコーディネータ」を1名配置し、以下の業務を実施。(市町村への巡回訪問)・市町村における体制整備の状況や地域の資源を把握したうえで、市町村の体制整備のための指導、助言等を行う。

○発達障害児療育支援体制強化事業(新規事業)

・発達障害児の療育は、本県における喫緊の課題。そこで、本県の発達障害児療育の拠点である「奈良県総合リハビリテーションセンター」に専門員を1名配置し、在宅の発達障害児等を支援(在宅訪問、保育所訪問等を想定)

○児童発達支援センター機能強化事業(新規事業)

・児童福祉法改正により、現行の障害児通園施設が児童発達支援センターに移行することに伴い、新たに保育所等訪問支援事業や相談支援事

支援③関係機関との連携強化…企業、教育機関、ハローワーク等との連絡会議の設立・主催



発行人：関西障害者定期刊行物協会  
住 所：〒543-0015  
大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F  
編集人：河村 舟二  
定 価：100円